

入札説明書

「福岡市鮮魚市場会館電力供給」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年3月12日

2 契約担当課

〒810-0072 福岡市中央区長浜三丁目11番3号

福岡市農林水産局中央卸売市場鮮魚市場

電話：092-711-6412

3 入札に付する事項

- (1) 件名 福岡市鮮魚市場会館電力供給
- (2) 履行場所 福岡市中央区長浜三丁目11番3号
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 次のいずれかの要件を満たす者であること。なお、この要件を5に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者でこの入札に参加しようとする者は、5に定める審査申請を行う必要がある。

ア 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：物品）」の申請区分業種「電力」、取扱「販売」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれていること。

イ 「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別「物品」、申請区分業種「電力」、取扱「販売」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び環境マネジメントシステムの導入状況並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙1に掲げる入札適合条件を満たす者であること。

5 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に4に掲げる入札参加資格のうち(1)に掲げる要件を満たしていない者でこの入札に参加しようとする者は、次に従い特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）を行う必要がある。

(1) 提出書類及びその提出期間

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

令和8年3月12日（木曜日）午前10時から令和8年3月23日（月曜日）午後4時まで（休日（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日という。以下同じ。）を除く。）に提出すること。

イ (4)に定める必要書類（別紙2に示す。）

(3)の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

(2) 提出方法

持参、郵送又はインターネットを利用した福岡市電子申請システム（スマート申請）

※郵送の場合は受付期間内に必着のこと。

※委任状については、原本を持参又は郵送で提出。

(3) 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎3階

福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：092-711-4181

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(4) 審査申請の要件及び必要書類等

「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。当該要領は、次のホームページからダウンロードすることができる。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/qualification-wto.html

(5) 審査結果の通知

審査の結果については、開札時までに審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

6 入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため次に従い競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 確認申請の受付期間

令和8年3月12日（木曜日）午前10時から令和8年3月23日（月曜日）午後4時まで（休日を除く。）

(2) 資料の内容：

ア 福岡市電力の調達に係る環境配慮方針における評価報告書（様式第1-2号）及びその根拠を示す書類

注1）作成方法は別紙1を参照すること。

(3) 外国に本店がある事業者（日本に支店登記がない場合）の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 確認申請書は日本語で作成するとともに、その他の資料のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

(4) 確認申請書及び資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

提出書類一覧は別紙2に示す。

(5) 確認申請書及び資料の提出先及び持参する場合の受付時間

ア 〒810-0072 福岡市中央区長浜三丁目11番3号 鮮魚市場会館12階
福岡市農林水産局中央卸売市場鮮魚市場 電話：092-711-6412
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(6) その他

ア 確認申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された確認申請書及び資料を提出者に無断でこの入札手続以外の用途に使用しない。

ウ 提出された確認申請書及び資料は返却しない。

エ 提出期限後における確認申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格の確認結果

(1) 確認申請の結果については、令和8年3月30日（月曜日）までに各申請者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 次に掲げる者は、この入札に参加することができない。

ア 所定の期限までに確認申請書及び資料を提出しない者

イ (1)の通知において、入札参加資格がないと確認された者

ウ 5に規定する審査申請を行う必要がある者にあつては、所定の期限までに審査申請書及び必要書類を提出しない者

エ 5(5)に規定する審査結果の通知において、競争入札参加資格を認定されなかった者

(3) (1)の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、その後に入

札参加資格を失ったと認められる場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(4) 入札参加資格がないと確認された者は、(5)に定めるところに従い、書面を提出してその理由の説明を求められることができる。

(5) 入札参加資格がないと確認された理由の説明をを求める書面の様式は自由とし、受付は、次のとおり行う。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間：令和8年3月31日（火曜日）から令和8年4月3日（金曜日）まで
（休日を除く）

イ 受付時間：午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

ウ 受付場所：福岡市中央区長浜三丁目11番3号 鮮魚市場会館12階

福岡市農林水産局中央卸売市場鮮魚市場 電話：092-711-6412

(6) 説明を求めた者に対しては、令和8年4月6日（月曜日）までに書面により回答する。

8 質問の受付

(1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和8年3月31日（火曜日）から令和8年4月6日（月曜日）まで

イ 提出方法

入力済の電子ファイルを電子メールで以下のアドレスに送信することにより提出すること。なお、送信は、確認申請書で申告した連絡用メールアドレスから行うこと。

送信先メールアドレス：sengyo.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

問い合わせ先：福岡市農林水産局中央卸売市場鮮魚市場 電話：092-711-6412

(2) 質問に対する回答は、令和8年4月13日（月曜日）までに、入札参加資格があると確認された者全員に電子メール又はFAX等で送信する。

(3) 仕様説明会は行わない。

9 入札の日時、場所等

(1) 入札の日時

令和8年4月23日（木曜日）10時00分

(2) 入札の場所

福岡市中央区長浜三丁目11番3号 鮮魚市場会館12階 鮮魚市場会議室

(3) 郵送入札の特例

この入札は、上記入札の日時及び場所に出席し入札書を提出することを原則とするが、これに出席することが困難な場合は、郵送による入札書の提出を認める。なお、郵送で提出することについて事前に本市の承諾を得る必要はない。

郵送により入札書を提出する場合は、必ず別紙3「福岡市郵送可入札参加者心得」に定める方法により下記の期限までに下記の宛先に到着するように郵送すること。

ア 入札書到着期限

令和8年4月22日（水曜日）午後4時

イ 郵送宛先

〒810-0072 福岡市中央区長浜三丁目11番3号

福岡市農林水産局中央卸売市場鮮魚市場 電話：092-711-6412

(4) その他

やむを得ない事由により入札に参加できなくなったときは、入札辞退届（様式第6号）を提出すること。提出なく入札日時までに参加がない場合又は入札書到着期限までに入札書が郵送されない場合は、棄権とみなす。

10 入札方法等

(1) この入札は、別紙3「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところにより行うので、入札者は、これを了承のうえ入札に参加すること。

(2) この入札は、入札書（様式第2号）記載の金額（予定総価）の比較によって落札者を決定する。

(3) 入札書に記載する金額は、入札金額内訳書（様式第3号）に基づく計算式により算出した予定総価の金額（「入札書記載金額」欄に記載した金額）を記載すること。

(4) 落札者が入札金額内訳書に記載した基本料金単価及び電力量料金単価が契約単価となる。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、消費税相当額を除算した単価（税抜単価）を契約単価とすることもできる。この場合の消費税相当額は、契約単価に確定数量を乗じた後に加算することとする。

(5) 入札金額内訳書は、様式第3号以外のものを使用することは認めない。

(6) 入札に当たっては、入札書及び入札金額内訳書を次のいずれかの方法で入札書、入札金額内訳書の順に綴り提出すること。

①袋とじ・・・・・・・・・・表と裏に契印（割り印）

②左端ホッチキス止め・・・・各ページの見開き部分に契印（割り印）

※契印に使用する印鑑は入札書に押印する印鑑と同一のものとする。

(7) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の5以上を入札保証金として入札前に納付するか、福岡市契約事務規則第6条第3項に規定する担保を提供し、これらの事実が確認できる書類を入札書に添付して提出すること。ただし、同規則第7条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 免除

12 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行

う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、別紙3「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

13 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札書に必要な記名押印のないもの
- (6) 入札書の金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 入札書の金額を訂正したもの
- (8) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (9) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
- (10) 入札説明書等において説明した方法以外の方法によりなされたもの
- (11) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの
- (12) 入札金額内訳書の提出がないもの
- (13) 様式第3号以外の入札金額内訳書を使用したもの
- (14) 入札書記載の金額と入札金額内訳書記載の金額に相違があるもの
- (15) 金額の訂正をした入札金額内訳書を使用したもの
- (16) 入札金額内訳書記載の契約電力又は予定使用電力量が本市の提示した数値と異なるもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

14 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札候補者とし、落札決定を保留する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、別紙3「福岡市郵送可入札参加者心得」第6に定めるところによりくじ引きを行い、落札候補者を決定する。この場合において別紙3「福岡市郵送可入札参加者心得」中「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替えるものとする。
- (3) 開札後、落札候補者の入札書及び入札金額内訳書を精査し、入札金額内訳書に記載された計算に誤りがないことが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。
- (4) 落札候補者の入札金額内訳書に記載された計算に誤りがあることを確認したときは、落札候補者の決定を取り消す。この場合においては、本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で2番目に低い価格をもって申込をした者を次の落札候補者に決定し、当該

者の入札書及び入札金額内訳書を精査するものとし、入札金額内訳書に記載された計算に誤りがない者が確認できるまでこれを繰り返す。

- (5) 落札候補者の決定の取消及び落札者の決定に係る通知は、別紙3「福岡市郵送可入札参加者心得」に定める入札結果の通知をもってこれに代える。この場合において、落札候補者の決定を取り消したときは、その者の入札結果は、「無効」と表示する。

15 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 全員が無効の入札を行ったとき
- (2) 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき

16 契約書作成の要否等

契約締結に当たっては、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、福岡市契約事務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- (4) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (5) 入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市契約事務規則第14条各号のいずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の入札参加者と連帯してこの入札に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本市が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。
- (6) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措置を行うことがある。
- (7) 本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。

18 苦情申立てについて

- (1) 本件の入札手續に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手續に関する要綱」に基づき、同要綱第2条第1項第1号各号に掲げる事項について、当該各号に該当する者は、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。
- (2) (1)の苦情の申立ては、同要綱第3条の規定に基づき、当事者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から起算して10日を経過する日までに書面により行わなければならない。

- (3) (1)の苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、入札の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (4) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law-complaint.html

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており（※1）、かつ、①最新の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、及び④～⑦の加点項目に係る数値等を以下の表に当てはめた場合の基本項目及び加点項目の評価点の合計が70点以上であること。

【基本項目】

環境配慮評価項目	数値等	評価点
① 1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※2	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
②未利用エネルギー活用状況 ※3	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③再生可能エネルギー導入状況 ※4	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 8.00 %未満	10
	0 %超 3.00 %未満	5
	活用していない	0
合 計		100

【加点項目】

環境配慮評価項目	数値等	評価点
④環境マネジメントシステムの導入 状況 ※5	ISO14001またはエコアクション 21の認証登録	10
	環境報告書の発行あり	5
⑤省エネに係る情報提供 ※6	電気使用量の見える化サービスの 展開又は使用量超過時に通知 を行う仕組みあり	5
⑥簡易的ダイヤモンドリスポンスの 取組 ※7	需要家参加型ダイヤモンドリスポ ンスの実施あり	5
⑦地域における再エネ創出・利用の 取組 ※8	地産地消メニューの提供あり	5

※1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表されている「事業者別排出係数一覧」の、メニュー名「事業者全体」の「調整後排出係数」で、入札公告時点で最新数値をいう。

※3 未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの活用状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \text{ (kWh)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)} \text{ (kWh)}} \times 100$$

※令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

また、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギー

ギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング付の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）
- ⑥ 令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※5 環境マネジメントシステムの導入状況

自社において、ISO14001またはエコアクション21の環境マネジメントシステムを導入し、外部審査機関による認証登録を行っていることをいう。

なお、環境マネジメントシステムの導入は、報告者となる事業者全社単位でなくとも一部の事業所または一部の部門でも認証登録を行っている場合、認証登録有とする。

また、環境報告書の発行とは自社の環境への取組をまとめた「環境報告書」作成し、かつ、発電事業に関する活動状況が記載されていることをいう。環境報告書では、環境配慮促進法に定める「環境報告書の記載事項」に掲げる項目を満たすことを要件とする。

※6 省エネに係る情報提供

スマートメーターで時間単位ごとに計量し、電気使用量や電気料金を需要家が確認することができる「見える化サービス」を展開していること。

または、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。情報の提供媒体はWeb、アプリ等問わない。

※7 簡易的ディマンドリスポンスの取組

自社が電力需給の状況に応じて設定したディマンドリスポンス対象時間に需要制御を行った需要家に対して電気料金の経済的優遇や自社ポイントの付与等の措置を実施していること。

※8 地域における再エネの創出・利用の取組

再生可能エネルギー電気の発電、環境価値の付加、電力の利用を特定地域内で行う地産地消の電力メニューを有していること。

2 添付書類等

入札にあたっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類【様式第1-2号】及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評価点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

競争入札参加資格審査申請等 提出書類一覧表

提出書類	対象	提出場所	提出方法
<p>競争入札参加資格の審査</p> <p>特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請書(特定調達 様式1)</p> <p>登録カード(特定調達 様式2)</p> <p>登記事項証明書</p> <p>福岡市税を滞納していないことの証明書</p> <p>消費税及び地方消費税納税証明書</p> <p>委任状(特定調達 様式3)</p> <p>役員名簿(特定調達 様式4)</p> <p>小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し</p> <p>財務諸表 2年分</p>	<p>入札参加希望者 (入札の公告日時点で有効期間中の「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に「物品:電力」で登録がある者を除く。)</p>	<p>契約監理課</p>	<p>持参、郵送又はスマート申請</p> <p>※委任状は原本を持参又は郵送</p>
<p>入札参加資格の確認申請</p> <p>競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)</p> <p>福岡市電力の調達に係る環境配慮方針における評価報告書(様式第1-2号)及びその根拠を示す書類</p> <p>返信用封筒(確認結果通知用) ・表に代表者の住所・氏名を記載 ・長3号封筒に110切手を貼付</p>	<p>入札参加希望者 (全ての事業者)</p>	<p>鮮魚市場</p>	<p>持参又は郵送</p>

福岡市郵送可入札参加者心得

第1 この心得について

この心得は、福岡市が行う競争入札の入札説明書又は入札指名通知書等において、同書で指定する入札の日時及び場所に参加し入札書を提出する入札方法（以下「出席入札」といいます。）以外に、郵送により入札書を提出する入札方法（以下「郵送入札」といいます。）を認める場合に、入札参加者が遵守すべき事項等を定めたものです。

入札参加者は、この心得を事前によく読み、間違えのないようにするとともに、この心得の内容を了承のうえ入札に参加してください。

第2 出席入札の場合の注意事項

- 1 入札書は、本市指定の様式を使用してください。
- 2 入札書の記載は正確に行ってください。件名や会社名の記載に不備がある場合、無効となる場合がありますので、十分注意して、正確に記載してください。
- 3 入札書の日付欄は、出席する入札当日の日付を記載してください。
- 4 入札は、入札説明書又は入札指名通知書等に記載されている日時及び場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、棄権したものとみなしますので、遅れないよう十分注意してください。
- 5 入札室に入室できるのは、1事業者につき1名のみです。ただし、入札当日に、他の入札参加者の同意が得られた場合は、2名以上の入室を認めることがあります。
- 6 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- 7 入札書は、封筒に入れて提出してください。
- 8 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 9 場合により、再度入札を行うことがありますので、入札書を複数枚持参してください。また、下表の区分に対応する印鑑も忘れずに持参してください。（持参することができない場合は、金額欄以外の欄を記入・押印した入札書を複数枚持参してください。）

区 分	持参する印鑑
入札当日に入札書を提出する人が「代表者又は年間受任者」の場合	あらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑
入札当日に入札書を提出する人が「代表者又は年間受任者」以外の方の場合	その方の印鑑（認印で可。シャチハタは不可。）

第3 郵送入札の場合の注意事項

- 1 入札書は、本市指定の様式を使用してください。
- 2 入札書の記載は正確に行ってください。件名や会社名の記載に不備がある場合、無効となる場合がありますので、十分注意して、正確に記載してください。
- 3 入札書の日付欄は、開札日ではなく、実際に入札書を作成した日付を記載してください。
- 4 入札書の「代理人名」欄の記名・押印は不要です。
- 5 郵送に使用する封筒には、①「入札書在中」の文字、②件名、③入札者名（会社名）、④入札者住所（会社住所）、⑤入札書到着期限日、を記載（印字された封筒を使用しても可）してください。また、封筒は、のり付けして封かんし、貼り合わせ箇所には、入札書に押印する印鑑（代表者又は年間受任者の印）により割印をしてください。封筒の記載内容に不備がある場合は、入札書を受理できないことがありますので、十分注意して、正確に記載してください。
- 6 郵送は、配達記録が残る次の方法により行ってください。この方法以外によるものは受理しません。なお、郵送に要する費用は、入札参加者の負担とします。
 - (1) 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）
 - (2) 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ本市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの
- 7 指定の場所に到着し受理された入札書の、書換え、引換え又は撤回は一切できません。

第4 開札時の立会いについて

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」といいます。）を立ち合わせて行います。ただし、入札者等が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。

第5 再度入札について（※巻末の「注意」も参照）

- 1 1回目の入札において落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う場合があるので、入札者等は開札に立ち会ってください。立ち会うことができない場合は、再度入札を棄権したものとみなします。ただし、開札に立ち会う者が2者未満であったときは、入札担当職員が指定する日時等において再度入札を行います。
- 2 1回目の入札に参加していない者又は無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができません。
- 3 再度入札を行う場合は、1回目の最低入札者の入札価格を発表するので、再度入札において、1回目の最低入札者の入札価格以上の価格をもって申し込みした者の入札は、無効とします。
- 4 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- 5 再度入札によってもなお落札者となるべき者がいないときは、再度入札に参加した者（再度入札において無効の入札を行った者を除きます。）の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがあります。

第6 くじ引きについて

- 1 落札となるべき同価の入札をした者（以下「くじ引き者」といいます。）が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじ引き者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引き者がくじを引かないときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 2 くじ引きは、開札後直ちに行うことを原則とします。ただし、くじ引き者が入札場所にいないときは、入札担当職員が指定する日時及び場所においてくじ引きを行います（以下このくじ引きを「後日くじ引き」といいます。）。
- 3 後日くじ引きに参加するくじ引き者は、本市が事前に配布する「くじを引く者に係る通知書」に必要事項を記載・押印のうえ、後日くじ引き当日に持参のうえ提出してください。
- 4 後日くじ引きに参加しないくじ引き者がいるとき又は必要事項の記載・押印がなされている「くじを引くものに係る通知書」を提出しないくじ引き者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第7 入札結果について

入札結果については、入札参加者全員にFAXや電子メール等によりお知らせします。ただし、入札者等のうち全員が開札に立ち会っていた場合、又は入札結果が福岡市ホームページから閲覧できる入札の場合は、これを省略します。

第8 その他

- 1 郵送入札を行う場合、郵送する前に別紙「郵送入札チェックシート」により確認を行ってください。
- 2 案件によっては、郵送入札の方法を二重封筒にするなど、本書に示す方法と違う方法を別紙にて指定する場合があります。その際は、当該別紙の指示に従ってください。
- 3 入札書到着の有無の問い合わせには、一切お答えしません。
- 4 入札日時前の持参による入札は受け付けません。

（※注意）

- 1 予定価格を事前公表する入札の場合は再度入札を行いませんので、この場合「第5 再度入札について」の適用はありません。

(頭書)

電力供給契約書

- 1 件 名 福岡市鮮魚市場会館電力供給
- 2 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から
令和 9 年 5 月 31 日まで
- 3 契約単価 別紙「電気料金の算定方法に関する特約条項」のとおり
- 4 契約保証金 免除
- 5 燃料費等調整額の適用 あり なし
(該当するものに☑)

上記の電気の供給について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高 島 宗 一 郎 印

受注者 所在地
商号又は名称
代表者役職氏名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書及び別紙の特約条項を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書及び別に仕様書に対する質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に基づき発注者が使用する電力を需要に応じて頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）中、発注者に供給するものとし、発注者は、受注者にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める催告、請求、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者が定めるところにしたがって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して同時に電気料金請求債権を譲渡する場合（仕様書等に譲渡を禁止する規定がある場合を除く。）は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて電気料金請求債権の譲渡を行った場合、発注者の電気料金の支払による弁済の効力は、福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）第40条第1項の規定に基づき、支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付

した時点（公営企業会計にあつては、当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。

（仕入等の禁止）

第4条 受注者は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第12条の2第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する者にこの契約の履行に関する業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（予定使用電力量）

第5条 発注者の予定使用電力量は、仕様書等に定めるとおりとする。

2 発注者の使用電力量は、都合により前項の予定使用電力量を増減することがある。

（契約電力又は契約容量）

第6条 契約電力又は契約容量の定めについては、別紙「契約電力等に関する特約条項」に定めるとおりとする。

（使用電力量の計量）

第7条 計量日時は、原則として毎月月末の24時とすることを基準に、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 受注者は、前項の規定により決定した計量日時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を発注者に通知しなければならない。

3 電気料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

（電気料金の算定）

第8条 電気料金は、各月毎、1施設毎及び1供給地点特定番号毎に分けて算定するものとする。

2 各月の1施設及び1供給地点特定番号当たりの電気料金の算定方法は、別紙「電気料金の算定方法に関する特約条項」に定めるとおりとする。

（電気料金の支払い）

第9条 受注者は、電気料金の算定後速やかに当該月に係る電気料金の支払いを書面にて請求することとする。この場合において、受注者は、当該書面に1施設毎及び1供給地点特定番号毎の電気料金の内訳を明記しなければならない。

2 仕様書等において請求書の送付先が複数指定されている場合においては、受注者は、前項の規定による請求を行うときに、その指定された場所にそれぞれの請求書を送付しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。この場合において、発注者は、1施設毎の請求金額を合算し、まとめて支払うことができる。

（事情変更）

第10条 発注者及び受注者は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となつたと認められる場合には、発注者と受注者とが協議の上、この契約の全部又は一部を変更する

ことができる。

- 2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上書面により定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
- (2) 契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
- (3) 電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等関与に対する発注者の解除権)

第12条の2 発注者は、福岡県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（暴対法第2条第6号

に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に電気料金債権を譲渡したとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 受注者が、第1号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（第9号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項第10号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことよって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第11条各号又は第12条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

（発注者の損害賠償請求）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により供給期限内に契約の全部又は一部を履行されなかったとき。

(2) 第11条各号又は第12条各号に定める事由があるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項各号の規定は適用しない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第14条第1項の損害賠償に代えて、契約解除の日から契約期間の満了日までに係る予定使用電力量及び予定力率を基に算定した電気料金の総額（算定に当たっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条、第12条又は第12条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（第2項規定により同項各号が第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項各号の規定は適用しない。

（発注者の任意解除権）

第15条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、第11条から第12条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 この契約の契約期間が2年度以上にわたる場合は、発注者は翌年度以降において歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。

4 発注者は、第3項の規定によりこの契約を解除する場合は、必要に応じて受注者に契約解除金を支払うものとする。また、契約解除金の額は発注者と受注者と協議の上、定める。

（受注者の催告による解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条又は第17条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものである

ときは、受注者は、この契約を解除することができない。

(受注者の損害賠償請求)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第15条、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第19条の2 受注者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、仕様書等に定める全ての月の予定使用電力量及び予定力率を基に算定した電気料金の総額（算定に当たっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実

行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該を超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金)

第19条の3 受注者は、虚偽の書類の提出等不正な手段により電気料金の支払いを受けたときは、当該電気料金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に損害が生じた場合に、発注者がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。

(解除の効果)

第20条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、この契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(福岡市契約事務規則等の遵守)

第22条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則(昭和39年福岡市規則第16号)その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第22条の2 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(規定外の事項等)

第23条 次に掲げる事項について、特約条項を別に定めた場合は、当該特約条項が第1条から前条までの規定に優先して適用されるものとする。

- (1) 電気料金の支払い期限
- (2) 電気料金の支払いが遅れた場合に適用する遅延利息の率
- (3) 電気料金の日割計算
- (4) 使用電力量の計量日時

2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

契約電力等に関する特約条項

(契約電力)

- 第1条** 1 施設毎及び1供給地点特定番号毎の契約電力は、仕様書のとおりとする。
- 2 契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して定める。この場合において、必要があると認められるときは、契約単価についても、発注者と受注者とが協議の上変更するものとする。
- 3 発注者が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて発注者と受注者とが協議を行うものとし、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は、当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

【入札参加者の方へ】

料金単価が税込みの場合や、消費税の免税事業者の場合は、下線部を削除します。

(電力供給契約・高圧施設)

電気料金の算定方法に関する特約条項

1 1 施設及び1 供給地点特定番号あたりの各月の電気料金は、次の各号に掲げる料金等を合算した額に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1 円未満を切り捨てる。）とする。

(1) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185 - \text{力率}(\%)) / 100$$

(2) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(3) 燃料費等調整額

燃料費等調整額を適用する場合は、受注者が採用する燃料費等調整単価（ただし、九州電力株式会社が採用する燃料費等調整単価を超えないものとする。）を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費等調整単価})$$

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

使用電力量及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{賦課金単価}$$

2 基本料金単価及び電力量料金単価は、別表第1のとおりとする。

3 料金等の計算に用いる単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は1 キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(3) 力率の単位は1 パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

【見積参加者の方へ】

料金単価が消費税込みの場合は、()内に「税込」と記載します。
料金単価が消費税抜きの場合は、()内に「税抜」と記載します。
消費税の免税事業者の場合は、()を削除します。

(別表第1)

()

月	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金単価 (円/kWh)
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		

仕 様 書

1 概 要

- (1) 需要場所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館
福岡市中央区長浜3丁目11番3号
- (2) 用 途 テナントビル

2 仕 様

(1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 標準電圧 6,000V
- ウ 計 量 電 圧 6,000V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電設備の総容量 3,000kVA
- カ コンデンサ取り付け容量 690kVA
- キ 受 電 方 式 2回線受電方式：常用・予備線方式（異系統）
- ク 蓄 熱 設 備 無
- ケ 自家発電設備 無
- コ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備 無

(2) 契約電力および予定使用電力量

- ア 契 約 電 力 常時 1,050kW 予備電力 1,050kW
・契約上、使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が、原則としてこれを超えないものとする。
- イ 年間予定使用電力量 常時 3,051,599kWh
(※月別予定使用電力量は、別紙のとおり)
- ウ 力 率 100%
・契約後、各月の力率は、測定値によるものとする。

(3) 履 行 期 間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

- ・当契約は長期継続契約であり、予算措置のなされる限り上記期間において契約を行う。

(4) 電力量計の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針
- ウ 計 量 装 置 構 成 キューキ・KP3E6-R CT比200/5A 精密級：3P3W パルス パルス提供有

- (5) 需 給 地 点 鮮魚市場内の構内1号柱に鮮魚市場が設置した電源側電線端子の接続点
- (6) 計 量 地 点 鮮魚市場内の構内に鮮魚市場が設置した受電用変圧器の一次側
- (7) 保安責任分界点 需給地点に同じ
- (8) 財 産 分 界 点 需給地点に同じ

ただし、計量地点に設置した計量装置は、九州地区の一般送配電事業者の所有とする。

3 その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

月別予定電力使用量

(単位:Kw、kWh)

年 月	契約電力		電 力 量		
	常時	予備電力	全 日	ピーク時間	夜間時間
				昼 間時間	夜 間時間
令和8年6月	1,050	1,050	307,282	0 216,766 90,516	
令和8年7月	1,050	1,050	343,268	66,199 173,645 103,424	
令和8年8月	1,050	1,050	345,005	51,679 158,192 135,134	
令和8年9月	1,050	1,050	303,848	44,888 134,987 123,973	
令和8年10月	1,050	1,050	261,457	0 161,514 99,943	
令和8年11月	1,050	1,050	190,755	0 116,131 74,624	
令和8年12月	1,050	1,050	234,502	0 135,344 99,158	
令和9年1月	1,050	1,050	233,249	0 134,032 99,217	
令和9年2月	1,050	1,050	215,126	0 125,794 89,332	
令和9年3月	1,050	1,050	209,074	0 125,911 83,163	
令和9年4月	1,050	1,050	177,189	0 65,716 111,473	
令和9年5月	1,050	1,050	230,844	0 84,055 146,789	
合計			3,051,599	162,766 1,632,087 1,256,746	

「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいう。
「その他季」とは「夏季」以外をいう。
「ピーク」とは、夏季の毎日午後1時から午後4時までをいう。
「昼間」とは、毎日午前8時から午後10時までの「ピーク」以外の時間をいう。
「夜間」とは「ピーク」及び「昼間」以外の時間をいう。
ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日は終日「夜間」とする。